

住民税均等割非課税世帯等の皆さまへ

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（3万円/1世帯）のご案内
受給には手続きが必要です

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）は、住民税均等割非課税世帯や、令和5年1月から9月までに家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

住民税非課税世帯

世帯全員の令和5年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯
※令和5年6月1日時点で北秋田市に住民登録のある方

（※注意）世帯全員が、住民税が課税されている方の扶養親族である場合は、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり3万円）」の対象外となります。

家計急変世帯

予期せず家計が急変したことで、世帯員全員が「**住民税非課税相当**」の収入となった世帯
※令和5年6月1日時点で北秋田市に住民登録のある方

収入減少の対象となる期間：令和5年1月～9月まで

対象となる世帯には、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
中身をご確認のうえ、必要事項を記入してご提出ください。※**要提出**

申請期間：令和5年10月2日（月）まで

- ※以下の世帯は、別途申請が必要な場合があります。
- ・令和5年1月2日以降に転入した方がいる世帯
 - ・令和5年度住民税が未申告である方がいる世帯 など

不明な点は、福祉課窓口へご相談ください。

申請が必要です

福祉課窓口へご相談ください。

申請期間：令和5年10月2日（月）まで

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

給付金の支給額

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金

1世帯あたり3万円

【お問い合わせ先】 北秋田市
福祉課地域障がい福祉係（本庁舎）
☎0186-62-6637
受付時間 平日8：30～17：15